

第89号議案

令和 7 年度長崎市一般会計補正予算（第 3 号）

目 次

	説明書 記載頁
1 長崎市老人クラブ連合会補助金（3. 1. 3）	P 2 ～ 3 （P 26～27）
2 老人ホーム入所措置費（3. 1. 3）	P 4 ～ 5 （P 26～27）
3 軽費老人ホーム事務費補助金（3. 1. 3）	P 6 ～ 7 （P 26～27）

福 祉 部

令和 7 年 9 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	1-1	長崎市老人クラブ 連合会補助金	千円 200

1 事業概要

老人クラブの健全な育成を図るため、老人クラブ連合会(市老連)の活動に必要な費用を助成する。
長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金(いきいきシニア活躍応援事業)の内示があったことにより、市老連へ補助金を交付するもの。

2 補正する内容

令和7年4月23日付けで長崎県長寿社会課長より協議書の提出依頼があった、長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金(いきいきシニア活躍応援事業)については、市町老人クラブ連合会が開催する老人クラブ非会員参加型の行事等が助成対象となっている。そのような中、市老連が同年11月に開催予定の「市老連創立60周年記念事業「正しい歩き方を学びウォーキングを楽しもう!!」」については、会員数の減少が進む老人クラブへの加入を促進し、高齢者の仲間づくり・健康増進につながるよう、老人クラブ会員以外の方にも幅広く参加を呼びかけ実施するウォーキング大会であり、県補助金の条件に該当する事業であることから、協議書を提出していたところ、同年6月6日付けで補助金交付の内示があった。当該行事については、市老連の活動推進に寄与する事業であることから、県補助金を財源として市老連へ補助金を交付するもの。

3 補正額

(1) 補正額 200千円

(2) 補助金対象事業

市老連創立60周年記念事業「正しい歩き方を学びウォーキングを楽しもう!!」 事業費 345千円

4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 16,035	千円 5,345	千円 -	千円 -	千円 -	千円 10,690
補正額	200	-	200	-	-	-
補正後の額	16,235	5,345	200	-	-	10,690

※1 在宅福祉事業費補助金 補助率1/3

※2 長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金(いきいきシニア活躍応援事業) 補助率10/10(上限200千円)

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	2-1	老人ホーム入所措置費	千円 1,512

1 事業概要

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なかが入所できる養護老人ホームへの入所について措置を実施する。

措置によって生じる事務費や生活費等について、措置費として施設へ支弁する。

2 補正する内容

令和6年12月17日に成立した国の令和6年度補正予算において、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する介護事業所に対し、所要の額を補助することとなった。

それに伴い、介護施設と業務内容が類似する養護老人ホームにおいても同様の対応を実施するよう国より通知があったため、必要な単価の改定を講ずる必要があるため、当該経費を計上するもの。

3 補正額

(1) 補正額 1,512千円

(2) 算出方法 28人(支援員数※1)×54千円 ※2

※1 支援員数＝常勤換算人数：各従業員の1か月の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数

※2 「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について(令和7年3月14日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」を基に、支援員1人あたり年額54,000円の増額がなされるよう算定する。

4 施設別の補正所要額

施設名	入所定員 (人)	職員数 (人)	うち支援員数 (人)	補正額積算	補正額 (円)
日見やすらぎ荘	50	13	5.6	5.6人×54千円	302,400
なごみ荘	50	9	4.7	4.7人×54千円	253,800
ことのうみ	50	20	1.2	1.2人×54千円	64,800
恵の丘	40	13	4.8	4.8人×54千円	259,200
あいぎ荘	50	15	5.7	5.7人×54千円	307,800
聖マルコ園	50	13	6	6人×54千円	324,000
(合計)	290	83	28	28人×54千円	1,512,000

5 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
当初予算額	千円 731,019	千円 -	千円 -	千円 -	千円 124,634	千円 606,385
補正額	1,512	-	-	-	-	1,512
補正後の額	732,531	-	-	-	124,634	607,897

※入所者負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	2-2	軽費老人ホーム事務費 補助金	千円 2,468

1 事業概要

60歳以上（夫婦で入所する場合は一方が60歳以上であれば可）で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難なかが入所する軽費老人ホームに対して、施設入所者の所得に応じて事務費の一部を補助することによって、利用者の負担軽減を図り、健康で明るい生活を送れるようにする。

2 補正する内容

令和6年12月17日に成立した国の令和6年度補正予算において、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する介護事業所に対し、所要の額を補助することとなった。

それに伴い、介護施設と業務内容が類似する軽費老人ホームにおいても同様の対応を実施するよう国より通知があったため、必要な単価の改定を講ずる必要があるため、当該経費を計上するもの。

3 補正額

(1) 補正額 2,468千円

(2) 算出方法 45.7人(介護職員数※¹)×54千円 ※²

※¹ 介護職員数＝常勤換算人数：各従業員の1か月の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数

※² 「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について(令和7年3月14日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」を基に、介護職員1人あたり年額54,000円の増額がなされるよう算定する。

4 施設別の補正所要額

施設名	入所定員 (人)	職員数 (人)	うち介護職員数 (人)	補正額積算	補正額 (円)
ときわ荘	50	14	4	4人×54千円	216,000
老友荘	50	17	7	7人×54千円	378,000
日見微笑園	50	10	4	4人×54千円	216,000
ケアハウス横尾	50	13	3.5	3.5人×54千円	189,000
ケアハウス大浜	50	12	3	3人×54千円	162,000
ケアハウスリエゾン長崎	50	12	7.3	7.3人×54千円	394,200
ケアハウスさくらの里	50	12	2.4	2.4人×54千円	129,600
ケアハウスひこばえの苑	50	10	2	2人×54千円	108,000
ケアハウスかおり	50	13	1.5	1.5人×54千円	81,000
ケアハウスみずほ	50	9	2	2人×54千円	108,000
ケアハウス城山台ソラール	50	7	2	2人×54千円	108,000
ケアハウスサンハイツ	19	9	3	3人×54千円	162,000
ケアハウス稲佐の森	50	25	1	1人×54千円	54,000
ケアハウスびわの園	50	9	3	3人×54千円	162,000
(合計)	669	172	45.7	45.7人×54千円	2,467,800

5 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 517,655	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 517,655
補正額	2,468	-	-	-	-	2,468
補正後の額	520,123	-	-	-	-	520,123